

別紙 1

橘秋子賞授賞規定

(主旨)

第 1 条 バレエの向上発展を念願とした故橘秋子の遺志に従い、公益財団法人橘秋子記念財団定款第 5 条第 1 項第 1 号の事業を遂行するにあたり橘秋子賞を制定し、バレエ界に著しく寄与した功績に対してこれを贈る。

(賞)

第 2 条 橘秋子賞を特別賞、優秀賞の 2 種目とし、各 1 名とする。但し、該当者無き場合は授賞を見送ることもあるとともに、選考委員会により特に選考されたときは、その他の授賞を行うことができる。

- 1 橘秋子賞・特別賞は賞状並びに賞金 100 万円とする。
- 2 橘秋子賞・優秀賞は賞状並びに賞金 50 万円とする。

(選考方法)

第 3 条 橘秋子賞の選考にあたっては、選考委員会を設置して行い、理事会において決定する。

- 1 選考委員会は、委員若干名をもって組織する。
- 2 選考委員会の委員は、理事会が選考し、理事長が委嘱する。
- 3 選考委員の任期は、1 年とする。但し、再任を妨げない。

(選考の対象)

第 4 条 選考の対象は下記のとおりとする。

1. 特別賞
 - (1) 国の内外を問わず、日本人による過去の活動実績と現在の活躍を対象とする。
 - (2) 指導者、振付者、舞踊家、演出家並びにバレエ団の公演活動を対象とする。
2. 優秀賞
 - (1) 国の内外を問わず、日本人による過去の活動実績と現在の活動を対象とする。
 - (2) 若手舞踊家を対象とする。
 - (3) 対象となる期間は毎年その前年度の 1 月 1 日より 12 月末日までとする。

(発表及び授与)

第 5 条 受賞者は毎年 4 月上旬に発表し、授賞式は、原則として 5 月 14 日とする。

(細則)

第 6 条 本規定によるもの以外の事項については、理事会又は選考委員会の決定によるものとする。

(附則)

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。